

質問要旨 窓口で DV されたと申し出があった場合、どのように対応するのか。

答弁要旨

配偶者暴力相談支援センターにおいて DV を受けたとの申し出があった場合は、相談者の生命及び身体に重大な危害が及ぶ可能性があることから、一刻も早くその方の安全確保を行うことを最優先とし、DV の状況やご本人の意思を聞き取るなかで、避難を希望された場合は、女性家庭センター等の関係機関と連携して、一時保護の手続きを行っております。

また、住民基本台帳の閲覧等に関する支援の希望がある場合は、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に、DV 相談があった旨の記載を行い、ご本人にお渡しします。

この申出書をご本人が住民基本台帳の担当窓口を持参して支援を申し込むことにより、住民基本台帳の閲覧が制限される等の支援が受けられることになるものです。

以 上

質問要旨 一時保護中に学校から一度も連絡がなく、学習の機会が失われている。フォローもなく保護解除されて通常の生活に戻れるのか。

答弁要旨

議員ご指摘のケースについては、個別の事案でもありますので、コメントを控えさせていただきますが、兵庫県の一時保護所では、教員免許をもった方を一時保護所学習相談・指導員として配置するなど、一時保護中に学習が遅れないようにする取組が行われていると聞いております。

また、一時保護解除にあたっては、学校生活も含めた子どもの今後の地域生活がスムーズに行われるよう、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、児童相談所や学校等の関係機関が参集し、情報共有や必要な支援をどのように提供するのか協議の上、取組を進めております。

以上

質問要旨 配偶者暴力相談支援センターで発行される申出書は、立証する診断書や暴力による証拠写真がなくても発行されると聞くが事実か。

答弁要旨

議員ご指摘の申出書につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、ご本人が住民基本台帳の担当窓口に住居基本台帳の閲覧制限等の措置を求めるための書類ですが、配偶者暴力防止法に基づき、平成 25 年 10 月に内閣府が作成した「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」において、配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関は暴力の事実を認定する機関ではないので、発行する書類はあくまで相談受理の事実を証明しているものに過ぎず、暴力があったことを証明するものではないとされております。

また、ご本人の安全確保を最優先として今後の被害の拡大を防ぎ迅速な支援を行う必要があることから、発行に際しては、診断書や証拠写真など立証するものを必要とされていないものでございます。

以 上

質問要旨 住民基本台帳事務において、支援措置申出書を提出された際には、その内容の真偽を判断されているのか。

答弁要旨

住民基本台帳事務における支援措置申出書につきましては、「申出者を保護するため支援の必要性がある」、との警察等相談機関の判断を受けて提出されるものであり、市民課窓口において申出書の内容について真偽の判断をすることはございません。

以上

質問要旨 支援措置の申し出が事実と異なっていた場合、
申し出者に対する罰則と本市の責任はどうか。

答弁要旨

配偶者暴力相談支援センターにおきましては、被害を受けているとの申し出に基づき、安全確保を最優先として、相談者に寄り添った一刻も早い支援を行っております。特に子供を含めて支援を要する場合には、児童虐待の視点からも児童ケースワーカーとともに丁寧に取り組み、支援を進めているところです。

仮に、議員ご指摘のように、何らかの理由で事実と異なるということが判明した場合、申し出者に対する罰則はございませんが、相手方から損害賠償請求など責任を問われる可能性はあると考えております。

本市としましても、支援措置が相手方の権利を制限する以上、適切に対応する責任があると考えておりますが、一方で相談者の迅速な安全確保を疎かにしてはならないと考えているため、今後とも相談内容の矛盾点がないかどうかも含め、しっかりとお話を聞く中で、適切に対応してまいりたいと考えております。(以上)

(市長答弁)

西藤議員 2004 作成部局 こども青少年局 No.1

質問要旨 共同親権・共同養育を認めるべきだと思うが、市長の見解はどうか。

答弁要旨

一般的に、共同親権の導入により、父母が離婚後も子の養育に積極的に関わるようになることが期待できる一方で、子の養育について適時適切な合意形成ができない^{場合や、虐待を受けるおそれがある場合など} 子の利益を害する^{懸念} があるとの指摘もあります。

(次ページに続く)

なお、私個人としましては、一定の条件が

→整備されることを前提に、共同親権について

積極的に議論がなされることを期待しているところですが、
いかにしても、子ども最善の利益のための制度と
なることが肝要だと考えているところアゴせいでいます。

質問要旨 子どもの学習に遅れが出ないように一時保護所内でタブレットを使用したオンライン授業が必要と考えるがどうか。

答弁要旨

兵庫県の一時保護所では、大半の子どもは原籍校と連携したプリント学習を行っていますが、ケースによっては、タブレットを活用してオンライン授業に参加するなどの取組が行われていると聞いております。

本市の児童相談所設置に向けた具体的な取組は、現在検討中ですが、一時保護所が尼崎市内にできることは、子どもの原籍校からも近くなり、学習面のサポートも受けやすくなるなど、本市が児童相談所を設置する大きなメリットであると考えております。

議員ご指摘のタブレット端末を活用した授業へのオンライン接続につきましては、同じクラスの生徒に一時保護されているという事情を知られたくない児童や保護者もいらっしゃるなど、一定の課題もございますが、一時保護中においても必要な学習環境が確保される仕組みについて、タブレットの活用も含めて、教育委員会と協議しながら検討を進めてまいります。

(以 上)

質問要旨 精神科の訪問看護師が児童相談所や一時保護所、家庭復帰後に関わる仕組みを検討してはどうか。

答弁要旨

児童相談所及び一時保護所においては、児童心理司、保健師や看護師等を配置し、子どもへの心理面・健康面ともに専門的なスキルをもった職員が支援する体制を整えることとしております。

子どもや保護者が精神的な問題を抱えている場合には、医師の診察や指示に基づいて訪問看護が行われるものと考えており、心理的ケアについては、基本的にいくしあや児童相談所に配置する専門的なスタッフで対応することになります。

なお、いくしあでは、今年度から心理士を配置し、認知行動療法をベースとした心理療法プログラムなどの心理的ケア事業を実施することから、同事業を活用しながら家庭復帰後の支援にも取り組んでまいります。

以上

質問要旨 今回のようなケースの場合は、どこに相談するのが正しかったのか。また納得いかない場合、いくしあは間に入って対応してもらえるのか。

答弁要旨

児童虐待に関する通報や相談は、いくしあでも児童相談所でもどちらの機関でもご相談いただくことができます。

いくしあでは、虐待通報を受理した後、虐待のリスクアセスメントを行い、緊急性・危険性・重症度が高いと判断したケースについては、児童相談所に通報しております。

児童相談所におきましても、その子どものリスクアセスメントを行ったうえで、子どもの安全を図るため必要と判断した場合には、一時保護を行うものです。これは児童福祉法第33条第1項に基づき、保護の必要を認めた児童相談所長の判断により決定される行政処分であり、決定に関していくしあが間に入り対応することはありません。

その一方で、いくしあでは虐待の再発や未然防止のため、子育てに悩む保護者を対象に親支援プログラム等に取り組んでおり、今後とも関係機関と適切な連携を図り、家庭復帰を念頭に置きながら、子どもファーストの視点で支援を行ってまいります。

(以上)

質問要旨 いくしあの知名度は低く、世間に知ってもらうための対策をどう考えているのか。

答弁要旨

「いくしあ」の周知につきましては、市内公共施設等へのリーフレットの設置、ホームページへの掲載、ユーチューブ尼崎市公式チャンネルでの動画配信などを行っております。

それらに加えて、毎年を取組としまして、6月に就学前の4、5歳児のお子様がいる全てのご家庭に「いくしあ」のリーフレットを郵送し、9月に市内の公立小・中・高校の全生徒に子ども向けの相談ダイヤルカードを配付するほか、11月の児童虐待防止推進月間にはPR活動などを通じて、「いくしあ」の広報活動を行っております。

また、令和4年度におきましては、6月から来年3月まで毎月第1土曜日の総合相談窓口での電話相談等の試行的実施に合わせて、市の公式フェイスブックやLINEでも「いくしあ」の広報活動を行っています。

今後とも、いくしあの認知度を向上させるため、様々な機会をとらえ、幅広い広報活動に取り組んでまいります。

(以上)